



# 北海道大学

## 国立大学法人北海道大学 研究費不正使用防止計画

平成22年10月27日  
(平成23年12月21日改訂)  
国立大学法人北海道大学

## 1. 目的

「国立大学法人北海道大学研究費不正使用防止計画」（以下「研究費不正使用防止計画」という。）は、国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用を発生させる要因を減少させ、研究費の不正使用を防止することを目的として策定し実施します。

## 2. 基本方針

- ①本学及び本学の研究者には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められています。その責務に応えるため、研究費の不正使用を発生させない環境を醸成し、その維持に努めます。
- ②国民の税金が原資である研究費の使途については、国民の厳しい目が向けられていることを研究者一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行することが研究者の在り方として求められています。一人の不正行為が、研究グループ、最終的には本学全体の研究活動の停滞等を招くという自覚を持って頂くとともに、万が一不正使用が発生した場合には、本学は断固たる姿勢で臨むことを周知・徹底します。
- ③日頃より教員と事務職員あるいは事務局と部局が互いに信頼する関係を維持し、不正を未然に防ぐため不断の努力を行います。

## 3. 研究費不正使用防止計画

### 3-1. 組織内の責任体制の明確化

#### ①最高管理責任者

本学の研究費の運営・管理について最終責任を負う者です。国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程（以下「研究費不正使用規程」という。）第4条の定めにより、本学における研究費の不正使用の防止を総括する総長がその責を担います。

#### ②統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者です。研究費不正使用規程第5条の定めにより、本学における研究費の不正使用を防止するための適切な措置を講じるよう総長が指名する理事がその責を担います。平成23年4月1日現在、上田一郎理事が指名されています。

#### ③部局責任者

各部局等における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者です。研究費不正使用規程第6条の定めにより、各部局等における研究費の不正使用を防止するための適切な措置を講じるため各部局等の長がその責を担います。

#### ④防止計画推進部署

大学全体の観点から研究費不正使用防止計画を推進する部署です。国立大学法人北海道大学総長室規程第3条第3項第7号の定めにより、研究費の不正使用の防止に関する事項について企画及び立案等を行うことを任務とする研究戦略室がその責を担います。

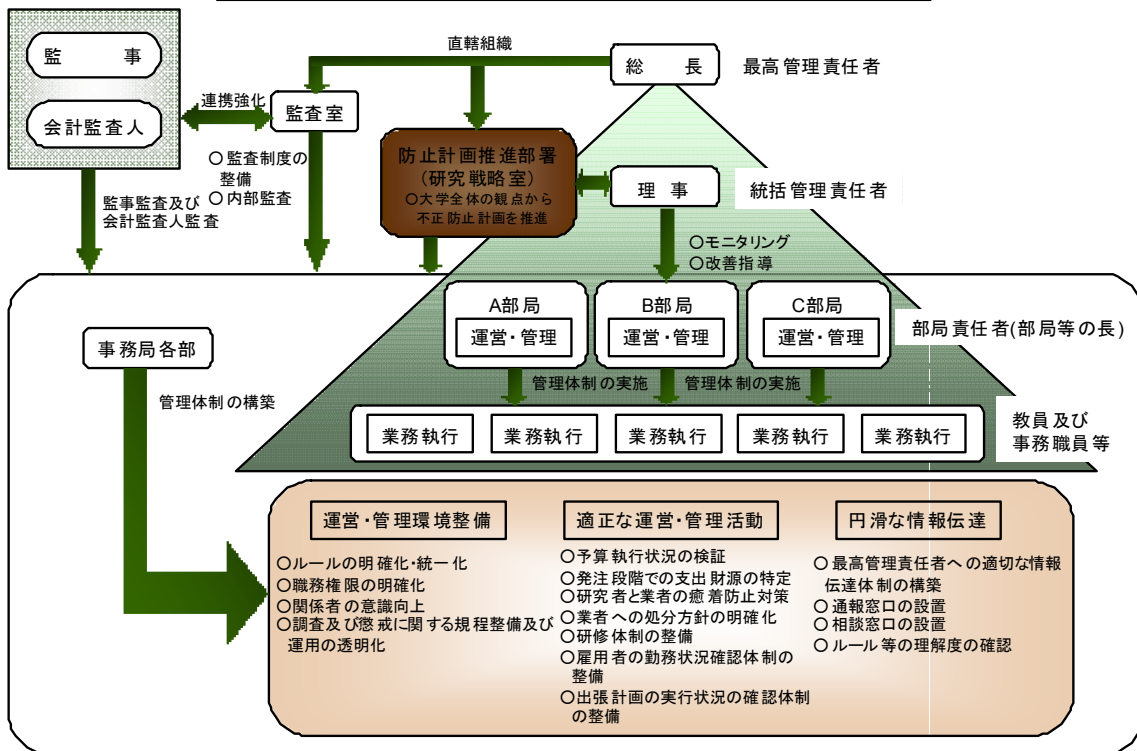
なお、研究戦略室長は、統括管理責任者である上田一郎理事です。

※研究費不正使用規程参照 URL

[http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki\\_honbun/au01006831.html](http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01006831.html)



国立大学法人北海道大学における研究費不正使用防止管理体制



3-2. 適切な運営・管理の基盤となる環境整備のための取組み

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ルールが明確化・統一化されていない。</li> <li>○ルールと運用の実態が乖離している。</li> <li>○研究費の不正使用問題に対する関係者の意識が高くない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 17 年 10 月に各部局等における会計事務処理の実態について聞き取り調査を実施しました。その結果を踏まえ、「国立大学法人北海道大学会計規則」を改正するとともに「国立大学法人北海道大学会計業務実施基準（会計業務マニュアル）」を作成し、ルールの特化・統一化を図り、ホームページに掲載しています。【H19.4～】</li> <li>○本学において研究活動を行うすべての科学者の研究活動上の責任を簡潔に示すため「北海道大学における科学者の行動規範」を策定し、周知活動の一環としてホームページに掲載しています。【H21.6～】</li> <li>○研究者に対し研究費の不正使用防止意識の向上を図ることを目的とし、学外（監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参照 URL <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計規則 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01004771.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01004771.html</a></li> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準（会計業務マニュアル）【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/</a></li> </ul> </li> <li>○参照 URL <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道大学における科学者の行動規範 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/sangaku/pdf/kihan.pdf">http://www.hokudai.ac.jp/sangaku/pdf/kihan.pdf</a></li> </ul> </li> </ul>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備 考
<p>○研究費不正使用発生時の調査手続及び不正使用認定後の懲戒手続に関する規程整備ができていない、またその運用が透明化されていない。</p> <p>○ルール全体像が体系化されていない、体系化されていてもそれが適切に関係者に周知されていない。</p> <p>○事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任が明確に定まっていない。</p> <p>○業務分担の実態と職務分掌の間に乖離が生じている。</p>	<p>法人等)より講師を招へいし、研究費不正使用問題の現状等について講演を実施しています。【H19～】</p> <p>○関係者の意識低下の防止・向上を図るため、講演の録画や研究費不正使用問題を解説するコンテンツの学内ネットワーク上での配信を試行しています。【H21.11～】</p> <p>○「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」及び「国立大学法人北海道大学職員の懲戒の手続きに関する規程」を制定し、ホームページに掲載しています。【研究費不正使用規程 H19.7～、懲戒手続規程 H16.4～】</p> <p>○会計処理に係るルール全体像は、「国立大学法人北海道大学会計業務実施基準(会計業務マニュアル)」により体系化を図っており、大学全体の規則・規程類も規則集として体系化しています。 会計業務マニュアルと規則集はホームページに掲載しています。【H19.4～、規則集は H16.4～】</p> <p>○各部局等の会計事務処理の実態調査を実施した上で、業務分担の実態と乖離が生じないよう「国立大学法人北海道大学における財務及び会計に関する職務権限規程」を</p>	<p>備 考</p> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配信コンテンツ【学内のみ視聴可、要 Microsoft Windows(Me, 2000, XP, Vista。7 は不可)+IE5.5～7+WindowsMediaPlayer9 ～11】 研究費の不正使用防止に向けて <a href="http://learning.research.hokudai.ac.jp/MediaDEPO/default_directURL.aspx?CID=12">http://learning.research.hokudai.ac.jp/MediaDEPO/default_directURL.aspx?CID=12</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01006831.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01006831.html</a></li> <li>・国立大学法人北海道大学職員の懲戒の手続きに関する規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01004611.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01004611.html</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準(会計業務マニュアル)【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/</a></li> <li>・国立大学法人北海道大学規則集 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_mokuji/r_taikei_main.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_mokuji/r_taikei_main.html</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学における財務及び会計に関する職務権限規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_hon">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_hon</a></li> </ul>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備考
	制定し、ホームページに掲載しています。【H19.4～】	bun/au01006591.html

### 3-3. 研究費の適正な運営・管理活動のための取組み

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備考
<p>○受託研究・共同研究・競争的資金による研究等を円滑に開始できる仕組みが整備されていない（契約・採択から研究費の受領、研究の開始までに空白期間が生じる）。</p> <p>○予算の執行状況を検証できる体制や仕組みが整備されていない。</p> <p>○発注段階で支払財源が特定されていない。</p> <p>○無制限・無制約な状況で教員発注が行われる。</p> <p>○取引先業者の管理が不十分である。</p>	<p>○研究費を受領するまでの間、研究の実施に必要となる資金を本学の余裕金をもって一時的に立替えする制度を設けています。【H16.4～】</p> <p>○財務会計システムにより、予算の執行状況の把握が可能な体制・仕組みが整備されており、ホームページ上の「NC学校会計くんWEB」から確認可能としています。【H16.4～】</p> <p>○発注段階で支払財源が特定されるよう、教員による発注（以下「教員発注」という。）の際には、発注先に対し必ず支払財源等の予算情報を伝えなければならないこととしています。【H19.4～】</p> <p>○教員発注については、1件100万円未満かつ発注先を本学と「取引基本契約」を取り交わした100社程度の主要取引先に限定しています。</p> <p>○主要取引先に対しては、本学の取扱いや研究費の使用ルールを周知徹底し、取引基本契約に違背した場合は、取引を停止する等の措置を講じることとしています。【H19.4～】</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学 会計業務実施基準（会計業務マニュアル）2. 予算 2-6 研究費等の立替 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-6.pdf</a></li> <li>2-7 科学研究費補助金等の立替 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-7.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-7.pdf</a> 【学内のみ参照可】</li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NC学校会計くんWEB【学内のみ利用可】 <a href="http://hzks950.finance.hokudai.ac.jp/ncnu/">http://hzks950.finance.hokudai.ac.jp/ncnu/</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学 会計業務実施基準（会計業務マニュアル）5. 契約 5-6 購入依頼手続【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学 会計業務実施基準（会計業務マニュアル）5. 契約 5-6 購入依頼手続【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf</a></li> <li>・物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い（抜粋） <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/kouhyou/teishikijun.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/kouhyou/teishikijun.pdf</a></li> </ul>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備 考
<p>○発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムが構築されていない。</p> <p>○現物照合後、物品が納品されないまま業者によって持帰られ、代金のみが請求される（架空納品・架空請求）。</p> <p>○研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない。</p> <p>○不正な取引に関与した業者に対する処分方針を機関として定めていない。</p> <p>○研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握</p>	<p>○納品受付センターを設置し、納品書と納品物品の現物照合を実施しています。【H19.4～】</p> <p>○納品物品は納品受付センターで現物照合を受けた当日中に研究室等納品場所へ納品してもらい、その帰りに納品業者に納品受付センターへ立寄ってもらい、納品先の確認を受けた納品書を提出して頂くこととしています。この際、配送車両に不自然な商品が積載されていないか等を確認することで、物品の持帰りによる架空納品が行われることのないよう牽制可能な体制を採っています。【H19.4～】</p> <p>○配送品については、随時、納品受付センターの職員が研究室等納品部署に赴き、納品物の現物確認をしています。【H19.4～】</p> <p>○「国立大学法人北海道大学役員倫理規程」において、役員が利害関係者から金品又は物品等の贈与を受けることをはじめとし、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を行うことを禁止することを定め、当該規程をホームページに掲載する等により、業者との癒着防止対策の一つとしています。【H16.4～】</p> <p>○「物品購入等契約に係る取引停止の措置基準」において、架空請求等の不正行為を行った場合には取引停止を行うことを定めており、当該措置基準をホームページに掲載する等により、取引先が不正行為に加担することに対し抑止効果が発揮されることを期待しています。【H19.4～】</p> <p>○旅行者は、特段の理由がない限り旅行開始前に旅費シス</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準（会計業務マニュアル）5. 契約5-6 購入依頼手続【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学役員倫理規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01004651.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01004651.html</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い（抜粋） <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/kouhyou/teishikijun.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/kouhyou/teishikijun.pdf</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学旅</li> </ul>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備 考
<p>できていない。</p> <p>○研究支援者等の勤務実態を事務側で把握できていない。</p>	<p>テムを使用して当該旅行を申請し、旅行命令を受けなければならないこととしており、旅行終了後は旅費システムにより出張報告を行わなければならないこととしています。【H17.4～】</p> <p>○航空機利用の場合は、原則として領収書及び搭乗半券を徴取しています。【H19.4～】</p> <p>○随時、事務職員が謝金業務の事実関係を現認することができるよう、業務開始前の謝金支給事前届出書の提出を制度化しています。【H19.4～】</p>	<p>費規則  <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u0100482001.html#j4">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u0100482001.html#j4</a>            ・旅費システム HP【学内のみ参照可】  <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~ryohi/">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~ryohi/</a></p> <p>○参照 URL            ・国立大学法人北海道大学 会計業務実施基準(会計業務マニュアル) 6. その他 6-1 謝金【学内のみ参照可】  <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/6/6-1.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/6/6-1.pdf</a></p>

### 3-4. 情報の伝達を確保する体制の確立のための取組み

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備 考
<p>○研究費の使用に関するルールや事務処理手続き等について、相談を受け付ける窓口が設置されていない。</p> <p>○相談窓口が周知されていない。</p> <p>○学内外から研究費不正使用に関する申立てを受付ける窓口が設置されていない。</p> <p>○不正使用申立て窓口が学内外に周知されていない。</p> <p>○不正使用に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる</p>	<p>○研究費の使用に関するルールや事務処理手続き等について、研究者が日常的に相談を行いやすいよう、研究者が所属する部局等の事務担当部署を窓口とし、学術部研究協力課が総括しています。【H16.4～】</p> <p>○相談窓口をホームページ上で公開しています。【H19.8～】</p> <p>○学外の法律事務所に委嘱し、不正使用申立て窓口を設置しています。【H19.8～】</p> <p>○不正使用申立て窓口をホームページ上で公開しています。【H19.8～】</p> <p>○研究費不正使用規程において、不正使用に係る調査、認</p>	<p>○参照 URL  <a href="http://www.hokudai.ac.jp/sangaku/jyosei/contact_list.pdf">http://www.hokudai.ac.jp/sangaku/jyosei/contact_list.pdf</a></p> <p>○不正使用申立て窓口 (H22.10.27 現在)            松田大剛法律事務所            札幌市中央区大通西 13 丁目 4 番地            レジディア大通公園 3 階            電話 011-251-3116            FAX 011-251-3118</p> <p>○参照 URL  <a href="http://www.hokudai.ac.jp/sangaku/husei/report.html">http://www.hokudai.ac.jp/sangaku/husei/report.html</a></p> <p>○参照 URL            ・国立大学法人北海道大学に</p>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み	備 考
<p>体制が構築されていない。</p> <p>○関係者が行動規範や研究費の使用ルールをどの程度理解しているか確認できていない。</p> <p>○研究費不正への取組みに関する本学の方針及び意志決定手続きが学外に公表されていない。</p>	<p>定結果を最高管理責任者（総長）に報告することを定めています。【H19.7～】</p> <p>○教職員のルール理解度の把握のため、任意形式でアンケート調査を行いました。【H20.1～2】しかし、研究者である教員の回答率が23%程度と低調であったことから、更なる理解度確認の手法を検討します。</p> <p>○本学の方針及び意志決定手続きを研究費不正使用規程の中で定め、当該規程をホームページに掲載し、公開しています。【H19.7～】</p>	<p>おける研究費の不正使用に関する規程第16条（認定結果の報告）  <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbu/n/u0100683001.html#j16">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbu/n/u0100683001.html#j16</a></p> <p>○参照 URL  ・国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程  <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbu/au01006831.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbu/au01006831.html</a></p>

### 3-5. 各部局等における取組み

部局責任者は、3-2.～3-4.により、各部局等において必要な行動を実行します。

### 3-6. 適切なモニタリング体制の実現のための取組み

本学の内部監査を担当する監査室において、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、内部統制の実効性の検証等適切なモニタリングが実施できるよう、防止計画推進部署は情報の提供等に努めます。

### 4. 研究費不正使用防止計画の見直し

本研究費不正使用防止計画は、文部科学省からの情報提供や他の機関における対応等を参考にしつつ、必要に応じて不断の見直しを行います。